

施設園芸農家の皆様へ ～ 燃油価格の高騰に備えませんか～

平成30事業年度の公募期間は、4月5日～7月6日です！！

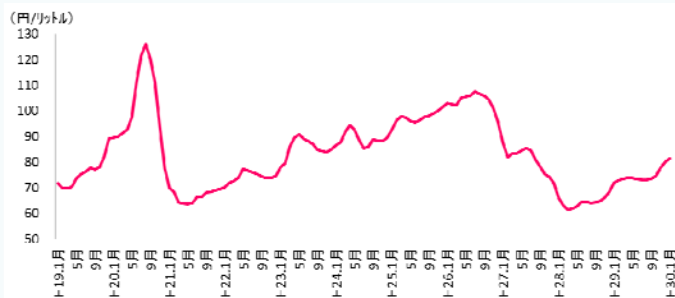
農林水産省では、燃油価格の高騰に備えて、計画的に省エネ等に取り組む施設園芸産地に対して、

「施設園芸セーフティネット構築事業」の支援を行っています！！
燃油価格の高騰に備えて、本事業を活用しませんか？

備えあれば
憂いなし！



【農業用A重油の価格推移】



燃油価格は、高騰と下落を繰り返しています！！
価格高騰への備えが必要です！

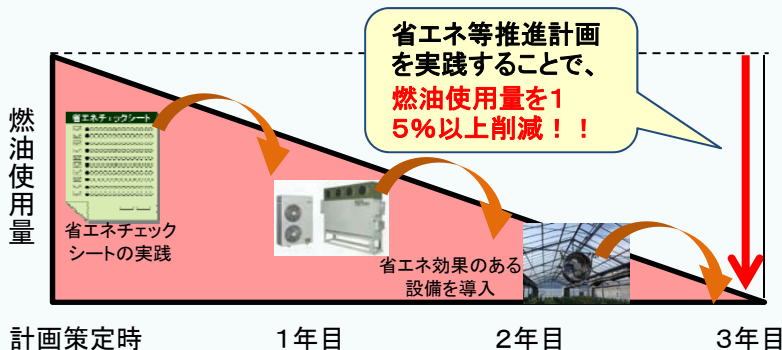
施設園芸セーフティネット構築事業のポイント

《省エネ等 + セーフティネット》で、燃油価格の高騰に備えます！！

【加入要件】

施設園芸農家が3戸以上集まり、3年間で燃油使用量を15%以上削減する計画(省エネルギー等推進計画)を作成し、省エネや生産性向上に取り組めます。

【燃油使用量削減のイメージ】



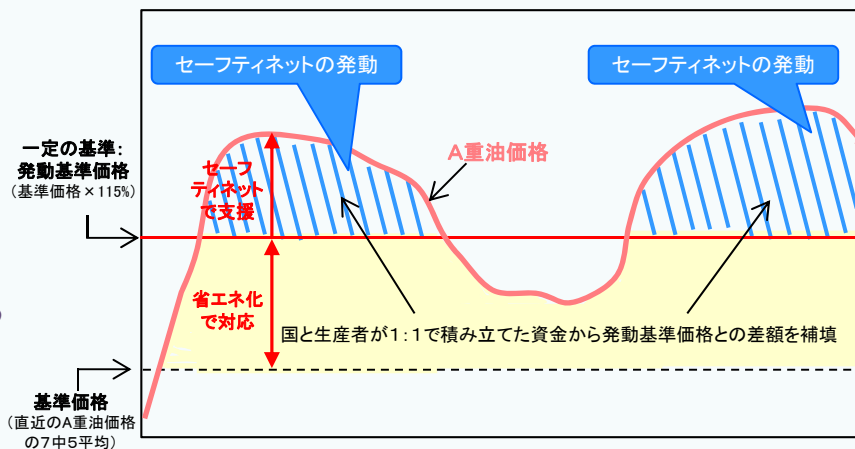
【支援内容】

燃油価格が一定の基準(発動基準価格※)を上回った場合に、予め国と皆様で積み立てた資金(負担割合は1:1)から、その差額を補てん金として交付します。

※特例措置が設けられています。裏面参照。

皆様の積立金は、掛け捨てになりません。補てんに用いられなかった積立金は、事業終了後に還付されます。

【セーフティネットによる補てんのイメージ】



【本年度の改正内容】

加入要件として、3戸以上の農家の集まりが必要でしたが、平成30事業年度からは、1戸であっても、5名以上の常時従事者がいる施設園芸農家も対象とすることとしました！！

【お問い合わせ先】

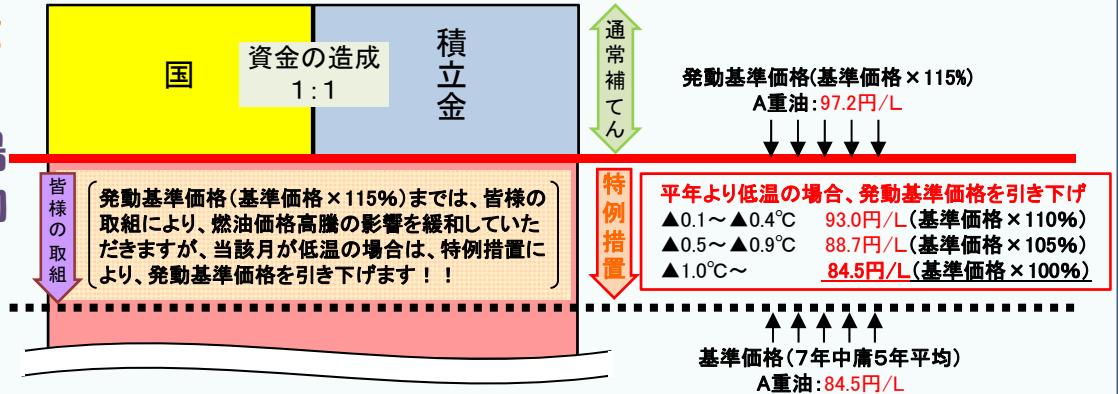
各都道府県協議会の連絡先一覧をご参照ください。

特例措置

30事業年度の発動基準価格は、**97.2円/L**ですが、**特例措置の発動**により、**発動基準価格は、84.5円/L**(29事業年度:低温特例措置の場合)まで下がります!!

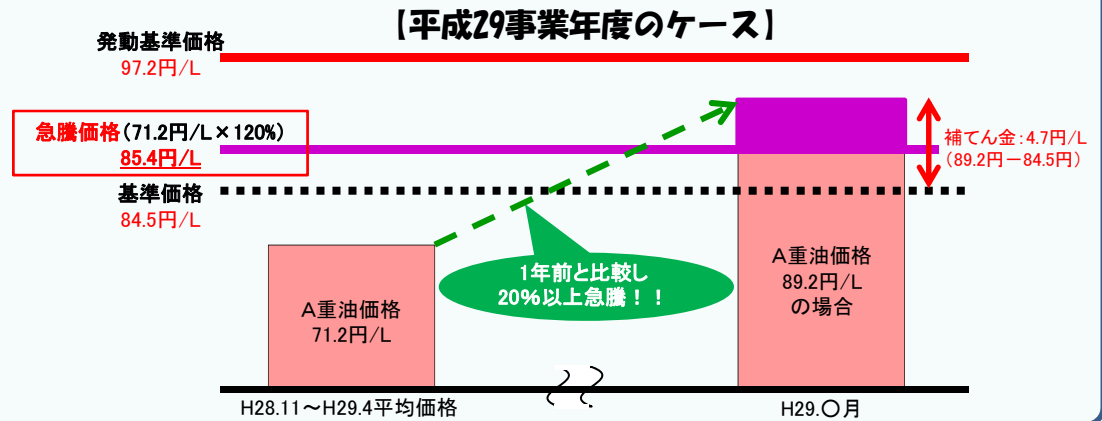
(1) 低温特例措置

当年の気温が、**平年気温を下回った場合に段階的に、発動基準価格を引き下げます。**



(2) 急騰特例措置

燃油価格が対前年加温期間平均価格より、**20%以上高騰した場合に発動する特例措置を設けています。**



取組の例

燃油価格の高騰に影響を受けにくい経営へ転換を図るための取組例をいくつか紹介します!

(1) 施設園芸省エネルギー生産管理マニュアルの実践

「省エネのための暖房技術」、「温室の保温性向上技術」、「省エネのための温度管理技術」など、いずれも生産段階で実践できる基本的な技術ですが、**省エネ効果が期待できます!!**

(参考URL:<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/pdf/manyuuru.pdf>)



施設園芸省エネルギー生産管理マニュアルと点検項目を取りまとめたチェックシート

(2) 省エネ設備や生産性向上設備の導入

省エネ効果のあるヒートポンプや木質バイオマス加温設備、生産性向上効果のある炭酸ガス発生装置や環境制御システムの導入により、**単位面積当たり又は単位生産量当たりの燃油使用量を減らすことができます!!**

(参考URL:<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/attach/pdf/index-14.pdf>)

設備導入には、補助事業が活用できる場合があります。目的に沿った補助事業を検索できる「逆引き辞典」を御活用下さい!!

(参考URL:<https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input>)

(省エネ効果のある設備の導入例)



(生産性向上効果のある設備等の導入例)



(3) 燃油の価格や使用量の変動に対するリスクヘッジ

安い時に購入し、備蓄用タンクに保管していた燃油を、価格が高騰した際に、**低価格で施設園芸農家に売り渡している産地があります。**また、オフショント取引やデリバティブなど民間の金融商品を活用し、**燃油価格や使用量の変動に対するリスクヘッジを行うことも経営転換を図る手法の一つです。**

(4) 省エネ診断

これ以上の省エネ化を図ることができないと思っても、**第三者の目でチェックすると、まだ改善の余地が残っているものです!**(一財)省エネルギーセンターでは、省エネ診断を行っております。**無料診断も可能なので、一度相談してみてもいいかもしれません。**(参考URL:<https://www.shindan-net.jp/>)